

## 重要事項説明書（令和6年度版）

## 1 運営主体

名 称	音更町
代表者氏名	音更町長 小野 信次
所在地	音更町元町2番地
担当部署名	保健福祉部 子ども福祉課 保育支援係
電話・FAX番号	電話：0155-42-2111（代表） FAX：0155-42-5160（保健福祉部）

## 2 利用施設

種類	保育所（認可年月日：昭和25年4月1日）
名称	音更町立木野北保育園
所在地	音更町木野西通12丁目8番地
園長の氏名	阿藤 ゆかり（令和5年4月1日現在）
電話・FAX番号	電話：0155-31-5578（FAXも同じ。）

## 3 保育の目的および運営方針

## (1) 目的

入園児が健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指します。

## (2) 運営方針

保育園という集団生活を通して、次の保育目標の達成のため、園児の意思および人格を尊重して、常に園児の立場に立って保育を提供するよう努めます。

## 【保育目標】

- なかよく、元気に、遊べる子を育てます。
- 思ったこと、感じたことを言葉や行動で表現できる子を育てます。
- やさしさと思いやりの心を育てます。
- **元気に挨拶ができる子を育てます。**

## 4 保育園の敷地および園舎の概要

## (1) 敷地面積等

敷地面積	約 3,581.00 m <sup>2</sup>	建物の構造	鉄骨造
園庭の面積	約 2,792.04 m <sup>2</sup>	延床面積	788.96 m <sup>2</sup>
遊具の種類	4人用ブランコ(安全柵付き)、鉄棒(3段)、 砂場(サイクルハウス、木板、ネット付)、6人用登り棒、滑り台、		

## (2) 園舎の主な設備等

乳児室(1室) 32.29 m <sup>2</sup>	ほふく室(1室) 42.23 m <sup>2</sup>	保育室(5室) 202.88 m <sup>2</sup>
遊戯室(1室) 222.96 m <sup>2</sup>	事務・医務室(1室) 46.37 m <sup>2</sup>	トイレ(2室) 34.78 m <sup>2</sup>
調理室(1室) 22.77 m <sup>2</sup>	もく浴室(1室) 7.45 m <sup>2</sup>	調乳室(1室) 7.45 m <sup>2</sup>

## 5 提供する保育の内容等

### (1) 内容

保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、園児の心身の状況に応じた保育を提供します。

### (2) 種類

通常保育	認定を受けた保育必要量の範囲内で行う保育
延長保育	保護者の就労等のやむを得ない理由により、通常保育の時間を超えて行う保育（あらかじめ登録が必要です。）

## 6 職員の体制（令和5年4月1日現在）

### (1) 保育士

職種	人数	内容
園長	常勤1人	上司の命を受け、保育園の所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副園長	常勤1人	園長を補佐し、保育園の所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
指導主任保育士	常勤5人	上司の命を受け、児童の保育に関する担任の業務および保育士等の指導に従事する。
保育士	常勤11人	上司の命を受け、児童の保育に関する業務に従事する。

※ 必要に応じ、北海道が定める基準を下回らない範囲において、配置する職員の職種又は員数を変更することがあります。  
 ※ 人事異動等により変わることがあります。

### (2) 管理栄養士（勤務場所：役場）

職種	人数	内容
管理栄養士	常勤1人	上司の命を受け、栄養に関する担任の業務に従事する。

### (3) 調理員（委託）

調理業務は委託しており、受託事業者が当園の調理室において調理業務を行っています。

### (4) 嘱託医 1名（非常勤）

医療機関の名称	医療法人徳州会 帯広徳州会病院
医師名	清水 重男
所在地	音更町木野西通14丁目2番地1
電話番号	0155-32-3030

### (5) 歯科検診担当医 1名（非常勤）

医療機関の名称	木野歯科医院
院長名	柳井 大正
所在地	音更町木野大通東4丁目2番地
電話番号	0155-31-1023

## 7 保育の提供を行う日時等

## (1) 保育の提供を行う日時

## ア 保育標準時間認定の方

保育の提供を行う日	保育の提供を行う時間	
月曜日から土曜日まで	午前7時00分から午後6時00分まで	通常保育
	午後6時00分から午後7時00分まで	延長保育

## イ 保育短時間認定の方

保育の提供を行う日	保育の提供を行う時間	
月曜日から土曜日まで	午前7時00分から午前8時30分まで	延長保育
	午前8時30分から午後4時30分まで	通常保育
	午後4時30分から午後7時00分まで	延長保育
※お仕事の都合により通常保育の時間がどうしても合わない場合は、ご相談ください。		

## (2) 保育の提供を行わない日

日曜日、祝日、年末年始（基本的に12月29日から翌年1月3日まで）

## (3) 日時の変更について

(1)、(2)の日時については、必要に応じ、変更することがあります。

## (4) 標準的な1日の流れ

## ア 月曜日から金曜日まで

時間帯	保育の内容
午前 7時00分	開園
午前 7時00分～午前 9時30分	就労等の時間に合わせ登園
午前 9時30分～午前11時15分	クラスごとの設定保育
午前11時15分～午後 0時45分	手洗い、昼食、自由遊び、午睡準備
午後 0時45分～午後 2時30分	午睡
午後 2時30分～午後 3時30分	午睡の片付け、おやつ、自由遊び
午後 3時30分～午後 7時00分	就労等の時間に合わせ降園
午後 7時00分	閉園

## イ 土曜日

午前 7時00分	開園
午前 7時00分～午前 9時30分	就労等の時間に合わせ登園
午前 9時30分～午後 7時00分	合同(異年齢)保育 就労等の時間に合わせ降園
午後 7時00分	閉園

## (5) 食事について

ア 給食は、開園日は毎日、自園調理により提供します。ただし、3歳児クラス以上で主食の提供を希望されない方はご飯を持参していただきます。

イ 食物アレルギー等がある場合は、ご相談ください。医師による診断書をご提出いただき、除去食、代替食等を提供するなど、状況に配慮した対応を行うよう努めます。

ウ 食事の提供時間は、おおむね次のとおりです。

クラス	午前の間食	昼食	午後の間食
0、1、2歳児クラス	午前9時30分頃	午前11時00分頃	午後3時00分頃
3、4、5歳児クラス	—	午前11時30分頃	午後3時00分頃

## 8 費用負担

### (1) 基本保育料（利用者負担額）

- ア 町長が決定した階層区分ごとの基本保育料を納付していただきます。
- イ 基本保育料の額は、4月分から8月分までは令和5年度、9月分から翌年3月分までは令和6年度の住民税の課税額によって決まります。額の決定については、町から通知がありますが、9月分から額が変わる場合がありますので、ご注意ください。
- ウ 納期は、基本的に月末（12月分は、12月25日）です。
- エ 口座振替または納付書による納付となります。納め忘れを防ぐため、口座振替での納付をお願いしています。

### (2) 延長保育利用料

#### ア 保育標準時間認定の方

時間	利用料	備考
午後6時00分から午後7時00分まで	30分当たり100円	月の上限額4,000円

#### イ 保育短時間認定の方

時間	利用料	備考
午前7時00分から午前8時30分まで	30分当たり50円	月の上限額4,000円
午後4時30分から午後6時00分まで	30分当たり50円	
午後6時00分から午後7時00分まで	30分当たり100円	

- ウ 基本保育料の支払に係る階層区分が第1階層または第2階層でひとり親世帯等である方（3歳児クラス以上の場合は、生活保護世帯または町民税非課税世帯でひとり親世帯等である方）については、延長保育利用料はかかりません。

### (3) 給食費

- ア 3歳児クラス以上 主食費 月額800円（ご飯を持参する方は主食費は不要です）  
副食費 月額4,500円（世帯収入360万円相当未満の世帯や小学校就学前までで第3子以降のお子さんは免除となります）  
※途中入退園などによる日割りの制度があります。
- イ 2歳児クラス以下 無料（基本保育料の中に給食費が含まれています）

### (4) 写真代

行事等の際に、業者さんにスナップ写真等の撮影をお願いしています。ご希望のものをご購入いただけます。

### (5) 災害共済掛金保護者負担金

- ア 保育園でのケガ等に備え、災害共済に加入していただきます。
- イ 掛金の金額は、年額210円です。育成会を通して納付していただいています。

#### 【災害共済給付制度】

国、保育園等の設置者、保護者の費用負担により、保育園で起こったケガなどに対して医療費等の給付を行う制度。独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営している。

### (6) その他

- ア 上記以外に当園において保護者の皆様に負担を求める場合は、その都度、内容や金額について、ご説明申し上げます。
- イ 当園では、保護者の皆様に組織する「育成会」があり、会費の納付が必要になると思われれます。金額や納付の方法については、育成会の総会において決定されます。

## 9 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

- (1) 2号認定（3歳以上児） 84人
- (2) 3号認定（3歳未満児） 34人

※ 利用調整の関係から、北海道が定める基準の範囲内において変更することがあります。

## 10 利用の開始および終了に関する事項

- (1) 当園は、申込者が町長から利用の承認を受けたときに保育を開始します。
- (2) 当園は、次のときに保育を終了します。

- ア 園児が卒園される場合
- イ 申込者から保育の解除の申出を受けた場合（転園や退園の場合）
- ウ 町長が入園の承認の取消しをした場合

例) 申込者が支給認定を受ける資格を失った場合  
 正当な理由がなく長期間保育を受けた実績がない場合  
 偽り・不正な手段で入園した場合

## 11 緊急時等における対応方法等

### (1) 園児の健康状態が悪いとき

保護者へ速やかに連絡します。また、急を要するときは、嘱託医または園児の主治医へ相談するなど必要な措置を講じます。

### (2) 事故が発生したとき

事故に関わった園児の保護者へ連絡します。また、関係機関への連絡や必要な報告等を行うとともに、発生の原因を調査し、再発防止のため必要な対策を講じます。

### (3) 園児に賠償すべき損害を与えたとき

園児および保護者に誠意をもって対応するとともに、必要な賠償を行います。

#### 【賠償責任保険の加入状況】

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (代理店：株式会社あいおい第一保険事務所)
保険の種類	賠償責任保険 (当園が園児等に対して法律上の賠償責任を負った場合に対応する保険)
保障金額	対人：1名につき5,000万円まで、1事故につき5億円まで、免責なし 対物：1事故につき500万円まで、免責なし

## 12 非常災害対策

項目	内容
消防計画	消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防計画を策定し、毎年度4月に音更消防署へ届け出ています。園舎の防火管理者は、園長です。
避難訓練	毎月1回以上の頻度で、火災、地震等を想定した避難訓練を行います。
避難設備	火災探知機、煙感知器等を備えています。
避難場所等	(1) 一時避難場所 下音更小学校グラウンド (2) 避難所 下音更小学校

### 13 虐待防止のための措置

- (1) 児童虐待防止に関する研修会等に積極的に参加するなどし、虐待防止に努めます。
- (2) 何らかの事由により虐待を受けたと思われる園児を発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）等に基づき、関係機関への通告等の必要な措置を講じます。

### 14 苦情への対応

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するよう努めます。

苦情受付担当者	園長、副園長
苦情解決責任者	役場子ども福祉課長

### 15 その他

- (1) 職員の守秘義務  
職員は、保育の提供に関して知り得た秘密を守ります。職員を辞めた後も同様に守ります。
- (2) 個人情報の取扱い  
個人情報は、保護者の同意があり、または法令に基づく場合を除き、第三者へ提供することはありません。